

株式会社 古田設備工業

女性活躍推進法 一般事業主行動計画

女性社員が長く勤続でき、かつ活躍ができる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和5年8月31日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：令和4年3月までに、所定外労働時間を削減し、各月13時間未満とする

<実施時期・取組内容>

- 令和3年5月～ 社員へのアンケート調査を実施して、残業時間の実態把握をする
- 令和3年7月～ 各部署の所定外労働時間の削減に向けた課題・改善策の検討
- 令和3年10月～ ノー残業デーの取組み実施
- 令和4年3月～ ノー残業デーの取組み結果について、社員へ説明及び改善検討

目標2：女性の求職者（学生含む）に向けた就業体験の機会をつくり・周知して魅力を発信していく

<実施時期・取組内容>

- 令和3年5月～ 社員と共に女性や若年者に向けた告知や活動内容を検討する
- 令和3年10月～ 会社HPに女性が働きやすい職場のPRや若年層や求職者向けの職場体験の実施などの告知をする